

# ゼロカーボンに資する住宅リフォーム工事 助成事業のご案内

※令和5年度から7年度までの3か年の期間限定事業

※ゼロカーボン推進工事及び防災減災外構工事が補助対象になります。

○令和6年度分受付開始 4月1日～

※補助金申請額の総額が、予算額2,500万円に達した日をもって受付終了とします。

○事業概要

持続可能な地域内循環に寄与する脱炭素社会の実現及び健康で快適かつ災害に強い住まいづくりを目指し、家庭部門における二酸化炭素排出量の削減を図るため、市民の皆さんか、市内の建設事業者に依頼して行う「ゼロカーボン推進工事」及び「防災減災外構工事」に要する費用に対し、その経費の一部を補助します。

## 住宅リフォーム工事

補助対象 20万円以上の  
ゼロカーボン推進工事  
補助率 20%(千円未満切捨)  
限度額 20万円  
(居住誘導区域内は30万円)



## 外構工事

補助対象 20万円以上の  
防災減災外構工事  
補助率 20%(千円未満切捨)  
限度額 20万円  
(居住誘導区域内は30万円)

補助額  
最大額 40万円  
(居住誘導区域内は60万円)  
最小額 4万円

○申請できる人

次のいずれにも該当する方

- ①住宅の所有者又は居住している家族
- ②対象住宅に住民登録している方
- ③市税を滞納していない方

市内にある個人所有の住宅で次のもの

- ①所有者又は家族の居住に供する住宅
  - ②店舗等併用住宅の住宅部分で①に該当する住宅
  - ③マンションの自己専有部分で①に該当する住宅
- ※アパートなど貸家、借家は対象外です。

○対象となる工事

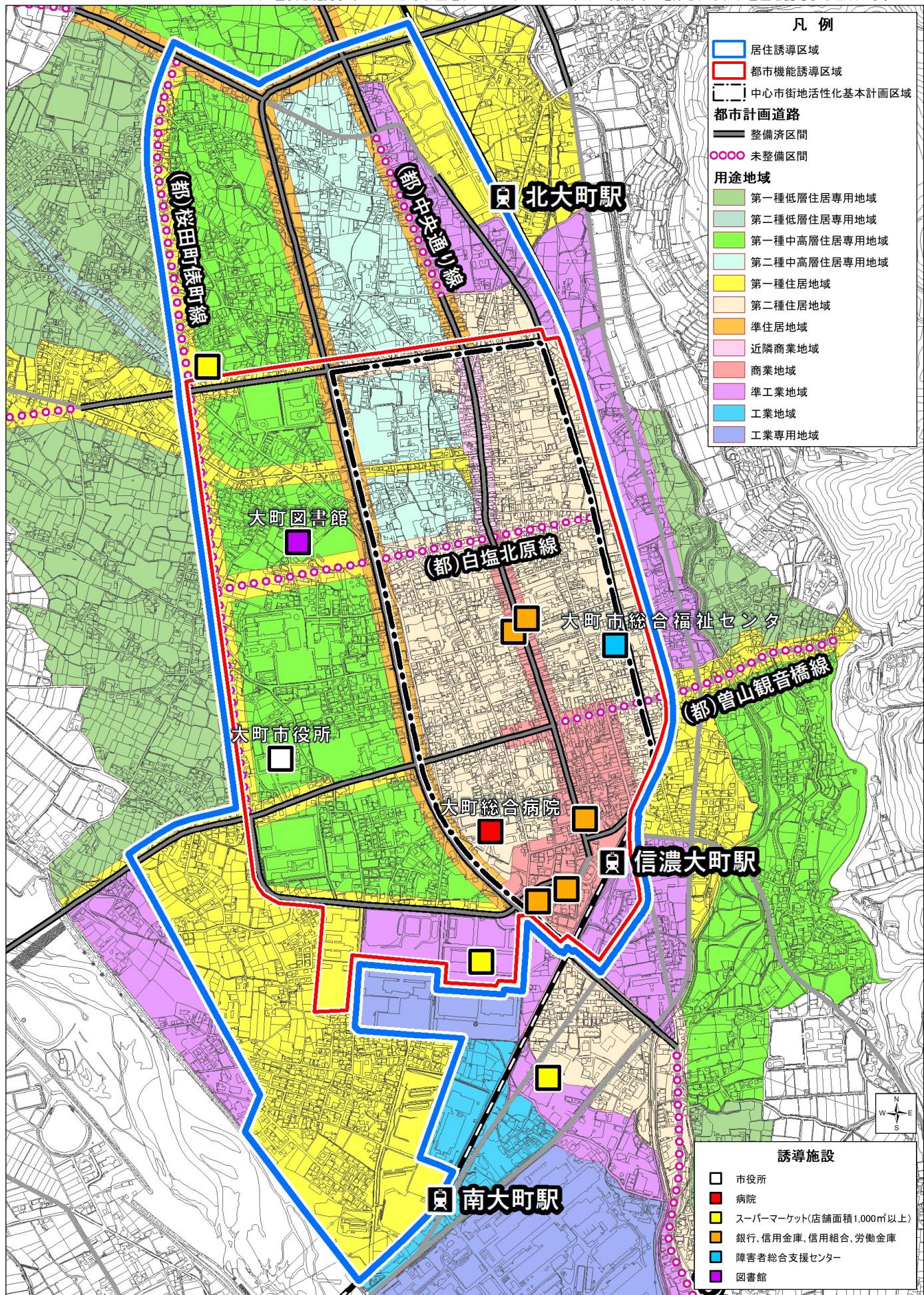
- ①20万円以上のゼロカーボン推進工事
- ②20万円以上の防災減災外構工事
- ③市内に本店がある建設事業者又は市内に住所のある個人建設事業者が行う工事であること。
- ④事業年度内に工事が完了し、工事代金の支払いができること。

○その他の要件

- ①ゼロカーボン推進工事、防災減災外構工事の両方又はどちらか一方でも対象となります。
- ②市の他の補助金の対象となった工事費については対象となりませんが、それ以外の工事で当補助制度の要件に該当する工事は対象となります。
- ③当事業による補助金の交付は、同一住宅1回限りです。
- ④ゼロカーボン推進工事及び防災減災外構工事の2種類の工事を行うときは、同一の施工業者としてください。
- ⑤関連する工事は、補助対象工事となります。  
(床断熱材布設に伴う、床材の解体、床材の張り替えなど)

## ○居住誘導区域

※居住誘導区域とは、「大町市立地適正化計画」において定めた、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導する区域です。



## ○補助金算出例

### 工事例①（居住誘導区域内の工事）



#### ※補助対象工事費・補助金額

種別	対象工事費	補助金額	算定式	備考
ゼロカーボン推進工事	2,002,000	300,000	$2,002,000 \times 20\% = 400,400 \Rightarrow 300,000$	補助率 20% 限度額 20万円
防災減災外構工事	1,364,000	272,000	$1,364,000 \times 20\% = 272,800 \Rightarrow 272,000$	(居住誘導区域内 30万円)
計		572,000		千円未満切捨て

### 工事例②（居住誘導区域外の工事）



#### ※補助対象工事費・補助金額

種別	対象工事費	補助金額	算定式	備考
ゼロカーボン推進工事	561,000	112,000	$561,000 \times 20\% = 112,200 \Rightarrow 112,000$	補助率 20% 限度額 20万円
防災減災外構工事	1,364,000	200,000	$1,364,000 \times 20\% = 272,800 \Rightarrow 200,000$	(居住誘導区域内 30万円)
計		312,000		千円未満切捨て

### 工事例③（居住誘導区域外の工事）



#### ※補助対象工事費・補助金額

種別	対象工事費	補助金額	算定式	備考
ゼロカーボン推進工事	2,002,000	200,000	$2,002,000 \times 20\% = 400,400 \Rightarrow 200,000$	補助率 20% 限度額 20万円
防災減災外構工事	-----	-----	-----	(居住誘導区域内 30万円)
計		200,000		千円未満切捨て

### 工事例④（居住誘導区域外の工事）



#### ※補助対象工事費・補助金額

種別	対象工事費	補助金額	算定式	備考
ゼロカーボン推進工事	-----	-----	-----	補助率 20% 限度額 20万円
防災減災外構工事	1,364,000	200,000	$1,364,000 \times 20\% = 272,800 \Rightarrow 200,000$	(居住誘導区域内 30万円)
計		200,000		千円未満切捨て

## ○ゼロカーボン推進工事例

### ①省エネルギー型工事

#### ○断熱材の敷設

#### ○窓・ガラス取替工事

- ・ペアガラスの設置、二重サッシへの改修工事、内サッシの設置

#### ○屋根の葺き替え・塗装工事

- ・断熱性・遮熱性能向上の屋根葺き替え
- ・遮熱性のある塗装材でのコーティング

#### ○外壁の張り替え・塗装工事

- ・遮熱性能のある塗装による塗り替え工事
- ・一定量の断熱材を施工する工事

#### ○太陽熱温水器の設置

#### ○高効率給湯器等の設置

- ・エコキュート、エコジョーズ、エコフィール、ハイブリッド給湯機、エネファームの設置工事

#### ○その他省エネに有効な設備の設置

- ・高断熱浴槽の設置・節水型洋式トイレの設置・まきストーブ等の設置・宅配BOXの設置

### ②環境負荷低減型工事

#### ○水質環境の改善

- ・公共下水道及び農業集落排水施設接続に係る工事（上下水道配管敷設、衛生設備設置、便槽等の解体撤去工事）
- ・合併浄化槽設置接続に係る工事（上下水道配管敷設、衛生設備設置）
- ・生活排水の処理を合併浄化槽から公共下水道又は農業集落排水施設接続に変更する工事（上下水道配管敷設、合併浄化槽等の解体撤去工事）

#### ○その他環境負荷低減に有効な対策を講じた工事

### ③防災型工事

#### ○躯体の補強工事

- ・部分的な補強工事（基礎、壁、柱、床、はり、屋根、階段の補強、取替、撤去による強度等の向上）

#### ○二次災害又は被害の防止に有効な対策工事

- ・合わせガラス、網入りガラス、強化ガラスへの取替
- ・家具転倒防止の実施、転倒防止金具の設置

#### ○屋根の葺き替え

- ・防災仕様（瓦釘打ち併用・金属補強仕様）での葺き替え・屋根材の軽量化（瓦材から金属材への葺き替え）

#### ○外壁の張り替え・塗装工事

- ・防火性能のある外装材による張り替え工事
- ・防火性能のある塗料による塗り替え工事

#### ○その他防災に有効な設備の設置

- ・火災報知機の設置・感震ブレーカーへの交換・防災ベット（シェルター）の設置・融雪装置の設置

## ○防災減災外構工事

### ①雨水対策工事

#### ○雨水浸透施設の設置

- ・芝張等による緑化、透水性舗装、浸透樹・浸透トレンチの設置等

#### ○雨水貯留施設の設置又は転用

- ・雨樋等に接続し、住宅の屋根からの雨水を一時的に100リットル以上貯留する施設（地上タイプ）
- ・雨樋等に接続し、住宅の屋根からの雨水を駐車場や庭等の地下に貯留する施設（地下タイプ）
- ・公共下水道等への接続により不要となった浄化槽を雨水貯留槽へ転用する施設

#### ○浸水防止対策

- ・止水板の設置、床下換気口止水板の設置等

### ②その他外構工事

#### ○支障木の撤去

- ・道路の閉塞、住宅の損壊等加害のおそれのある樹木の伐採、伐根等の除去工事

#### ○組積造塀（ブロック塀等）の撤去

- ・地震時に転倒のおそれのある組積造塀（ブロック塀等）の撤去及び代替の透視可能な柵等の設置工事

#### ○電気自動車の充電システム

- ・電気自動車等に充電するための充電設備（充電用コンセント等）の設置工事

#### ○家庭用蓄電池システム

- ・災害時に活用可能な家庭用蓄電池システムの設置工事

#### ○その他防災又は減災のための外構工事

- ・防災又は減災に有効な対策を講じた外構工事

## ×補助対象とならない工事例

- ・ゼロカーボン推進工事以外のリフォーム工事
- ・防災減災外構工事以外の外構工事
- ・新築工事
- ・10m<sup>2</sup>を超える増築
- ・車庫や物置の設置工事
- ・家具、調度品、家電等の購入費
- ・電話、インターネット配線工事
- ・蓄電可能な電気自動車等の購入など

## ×補助対象とならない経費等

- ・設計・監理費
- ・各種申請書等の作成費、手続費
- ・汲取り手数料
- など

## ○補助対象工事（ゼロカーボン推進・防災減災外構）と併せて行うことにより補助対象となる工事範囲例

### ・ゼロカーボン推進工事（関連する工事は、補助対象となります。）

- ・断熱材布設箇所における床（壁・天井）材の解体、床（壁・天井）材の張り替え工事
- ・開口部の断熱サッシ等への交換に関連して必要となる修繕工事
- ・遮熱塗料等による屋根・外壁塗装工事に関連して必要となる足場等の仮設工事、雪止金物・軒樋・軒天等同時に施工することが合理的な塗装や修繕工事（※屋根と外壁の塗装については、性能が向上する塗料でなければ補助対象外となる。）
- ・節水便器への交換工事に伴うトイレ内仕上げ材の張り替え工事
- ・食洗機やエコ水栓、掃除しやすいフード、自動調理対応コンロ設置に伴うシステムキッチンへの改修
- ・高断熱浴槽への改修に伴う給排水配管工事や浴室ドアの交換に伴う内装改修工事
- ・太陽光発電設備の設置に関連して必要となる足場等の仮設工事
- ・公共下水道への接続工事と合わせて行う給水配管等の布設替え等

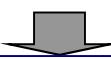
## ・防災減災外構工事(関連する工事は、補助対象となります。)

- ・雨水浸透施設や雨水貯留施設の設置に伴う雨どいや配管等の改修工事
- ・既存浄化槽の雨水貯留施設への転用に伴い必要となる散水用ポンプ等の設置工事
- ・電気自動車等に充電するための充電設備（充電用コンセント等）の設置に伴う、既存電気設備の改修工事やケーブルBOX等の設置
- ・家庭用蓄電池システムの設置に伴い必要となるパワーコンディショナーの交換や変圧器・分電盤等の設置工事

## ○事業の流れ

### (1) 申込み（市建設課窓口）

- ①工事の着手（契約）前に申請してください。
  - ②補助金交付申請書に必要事項を記入し、次の書類を添付してください。
    - ・収支予算書
    - ・対象住宅の位置図
    - ・リフォーム工事の見積書（原本）
    - ・補助対象工事費確認シート
    - ・省エネルギー等基準適合確認シート
    - ・種類、部分及び部位ごとのゼロカーボン又は防災若しくは減災に資することを確認できる書類（商品カタログの写しなど）
    - ・補助事業の工事箇所が確認できる配置図、平面図、立面図等の内容のわかる図面
    - ・工事前の住宅外観および工事予定箇所ごとの施工前写真
    - ・その他市長が必要と認める書類
- ※施工前の写真は、工事完了後に提出いただく実績報告書へも再度添付が必要となります。



### (2) 補助金交付決定（市建設課→申請者）

補助金交付申請書の審査が完了した後、補助金交付の可否及び交付額を決定し、申請者に文書で通知します。



### (3) 施工業者との請負契約、リフォーム工事着手

補助金の交付決定を受けてから、施工業者と契約し工事に着手してください。

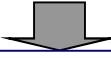
※補助金交付決定前に請負契約または着手した工事は対象となりません。



### (4) 工事完了及び実績報告書提出（申請者→市建設課）

工事が完了し、工事代金の支払いが済みましたら、実績報告書に次の書類を添付して提出してください。

- ・収支決算書
- ・施工業者との契約書の写し
- ・施工業者の発行した領収書の写し
- ・工事施工箇所ごとの施工前、施工中及び施工後の写真（ゼロカーボン又は防災若しくは減災に資することを確認できる写真、写真確認できない場合は納品書や納入仕様書を添付）
- ・その他必要な書類



### (5) 補助金確定通知（市建設課→申請者）

実績報告書を審査、状況により現場調査を行い、補助金の額を確定します。結果について文書で通知します。（請求書式及び記入例を同封）



### (6) 補助金交付請求及び補助金の交付

補助金交付請求書を提出してください。提出日に応じて補助金を指定の口座に振り込みます。